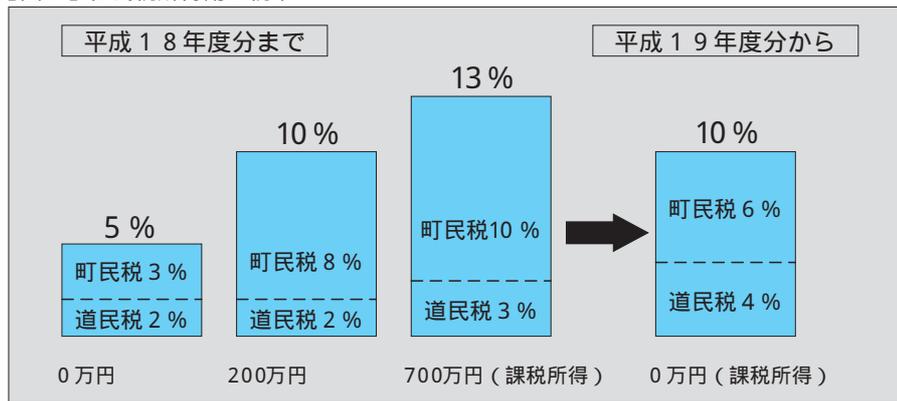


【図1】住民税所得割の税率



住民税の所得割の税率は、課税  
—されます。  
住民税の所得割の税率が10%に統

# 平成19年から住民税が変わります。

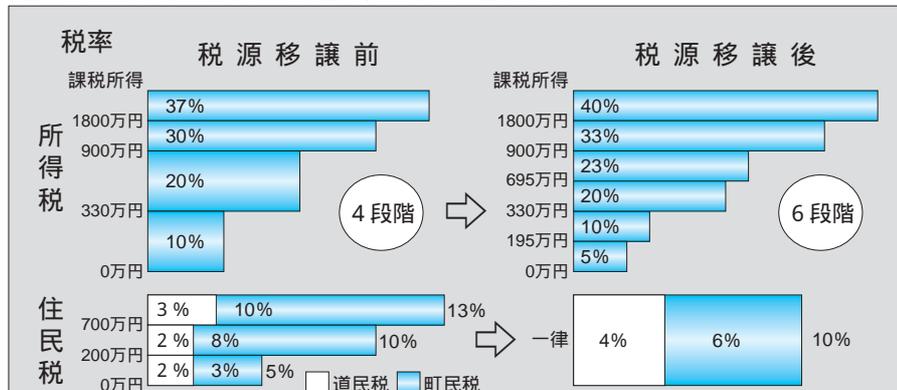
地方公共団体が自主的に財源を確保し、住民に必要なサービスをより効率的に提供できるよう、3兆円規模の税源移譲（ ）が行なわれることになりました。

所得税は平成19年1月徴収分から、住民税は同年6月徴収分から変わります。給与所得者の場合、所得税は平成19年1月源泉徴収分から、住民

「所得税+住民税」の税負担は変わりません。  
住民税の所得割の税率が一律10%に比例税率化されることに伴い、所得税と住民税とを合計した税率が税源移譲前と同じとなるよう、所得税の税率構造についても見直しが行なわれます。人的控除額の差に対応した減額措置なども講じられる結果、税源移譲の前後で「所得税+住民税」の税負担は変わりません。【図2】ただし、平成19年度に定率減税が全廃されることや個人の収入が増減することにより、実際の税負担は変化します。

所得の金額に応じて3段階に分けられていましたが、平成19年度分から課税所得の金額にかかわらず一律10%に統一されます。【図1】

【図2】税源移譲前後の住民税と所得税の税率と計算例



税は同年6月の特別徴収分から、所得税と住民税の税率などが変更されます。事業所得者など確定申告を要する方については、平成19

税源移譲とは、納税者（国民）が国へ収める税金（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税金（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。

税源移譲前後の税額の計算例【夫婦・子ども2人の場合（年額）】

税源移譲前				税源移譲後			
給与収入	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	負担増減額
300万	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
500万	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0
700万	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0
1,000万	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0

- ・上記の計算には均等割額を含めていません。
- ・一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- ・「夫婦・子ども2人の場合」は、給与所得者が1人、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
- ・上記は税源移譲による負担の変動を示すものです。このほか平成19年分所得税および住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

年分の確定申告から新しい所得税の税率が適用されますが、住民税は平成19年度分から新しい税率が適用されます。